

## 南知多町指定金融機関選定企画提案競技実施要領

### 1 業務の目的

本町は、地方自治法第 235 条第 2 項及び同法施行令第 168 条第 2 項の規定に基づき、指定金融機関を指定し、公金の収納及び支払の事務を行っている。

正確性、規律性及び安全性を考慮しながら、指定金融機関の業務を経済的かつ効率的に行うため、複数行による企画提案競技（公募型プロポーザル方式。以下「本プロポーザル」という。）により指定金融機関の選定を行う。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

南知多町指定金融機関選定

#### (2) 業務内容及び要件

別紙 1 「指定金融機関の選定要件」のとおり

#### (3) 現行の取扱状況

別紙 2 「南知多町指定金融機関の取扱状況（2 年度実績）」のとおり

#### (4) 契約期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ただし、契約期間満了日の 1 年前までに双方で協議し、契約を終了する旨の意思を表示しない場合はさらに 5 年間継続するものとする。以後においてもまた同様とする。

また、審査項目について変更を希望する場合は双方で協議するものとする。

### 3 取扱業務

(1) 南知多町（一般会計、特別会計、歳計外会計及び基金）

(2) 南知多町水道事業

(3) 知多南部衛生組合

#### 注意事項

① 南知多町水道事業については「南知多町水道事業出納取扱金融機関」として、知多南部衛生組合については「知多南部衛生組合指定金融機関」として別途契約となります。派出については南知多町指定金融機関の派出と兼ねることとし、事務取扱手数料は南知多町のみ発生します。

② 特別会計のうち漁業集落排水事業については令和 5 年 4 月より企業会計となるため、水道事業と同様「出納取扱金融機関」となります。

### 4 業務開始時期

令和 4 年 4 月 1 日

## 5 指定要件

次に掲げる要件を全て満たしていること

- (1) 南知多町からの預金の受入れができること。
- (2) 南知多町の預金口座への第三者からの振込みを受領できること。
- (3) 南知多町が当該金融機関を支払人とする小切手を振出し得るものであること。
- (4) 口座振替の取扱いをなし得ること。
- (5) 手形交換所における手形交換に参加し得るものであること。
- (6) 隔地の債権者に対する送金手続き（内国為替取引）のできるものであること。
- (7) 受払日報を作成できること。
- (8) 南知多町を営業区域としていること。

## 6 スケジュール

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| (1) 公募開始         | 令和3年7月21日（水）       |
| (2) 参加意向申出書の提出   | 令和3年7月30日（金）午後5時まで |
| (3) 質問書受付        | 令和3年8月2日（月）午後5時まで  |
| (4) 質問書回答送付      | 令和3年8月4日（水）頃       |
| (5) 提案書類の提出      | 令和3年8月10日（火）午後5時まで |
| (6) プレゼンテーションの実施 | 令和3年8月18日（水）       |
| (7) 指定候補者の特定     | 令和3年8月19日（木）頃      |
| (8) 審査結果の通知      | 令和3年8月23日（月）       |
| (9) 議会議決         | 令和3年12月            |
| (10) 業務開始日       | 令和4年4月1日（金）        |

## 7 事務局

南知多町役場 会計課

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18（〒470-3495）

電話番号 0569-65-0711（代表） 内線100

FAX番号 0569-65-0694

E-Mail [suitou@town.minamichita.lg.jp](mailto:suitou@town.minamichita.lg.jp)

<https://www.town.minamichita.lg.jp/>

## 8 事務手順

- (1) 公募開始  
公告を行う。併せて町ホームページに掲載する。
- (2) 参加意思の確認  
本プロポーザルに参加意向がある企画提案事業者は、下記のとおり様式第1号「プロポーザル参加意向申出書」を事務局へ提出すること。

- ① 提出先 事務局
- ② 提出方法 持参又は郵送に限る。なお、持参の場合は、開庁時間内とし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。
- ③ 提出期限 令和3年7月30日（金）午後5時まで
- ④ 提出部数 1部

### (3) 質問書の提出

本プロポーザルへの質問は、下記のとおり様式第2号「質問書」を事務局へ提出すること。なお、受付期間経過後の質問、参加者以外からの質問及び指定した提出方法以外での質問は受け付けない。

- ① 提出先 事務局
- ② 提出方法 電子メール（持参、郵送、FAX、電話等不可）
- ③ 提出期限 令和3年8月2日（月）午後5時まで

### (4) 質問書の回答

質問書の提出があった場合は、全ての質問に対する回答を取りまとめたうえ、全ての参加者に同一の回答書を電子メールにて配付する。

回答予定は令和3年8月4日（水）頃とする。

### (5) 提案書類等作成及び提出

参加意向申出書により本プロポーザルへの参加を表明した者は、下記のとおり様式第3号「プロポーザル提案書」、様式第4号「指定金融機関の選定要件に係る提案書」を事務局へ提出すること。また、受付期間経過後の訂正、追加及び再提出は認めない。

- ① 提出先 事務局
- ② 提出方法 電子メール（持参、郵送、FAX等不可）
- ③ 提出形式 PDF形式

様式第4号については、Excel形式も併せて提出

・参考資料を添付する場合は、形式は問わないが、A4版縦4ページ以内とする。A3版はA4版2枚と数える。

- ④ 提出期限 令和3年8月10日（火）午後5時まで
- ⑤ 提出部数 様式第3号「プロポーザル提案書」1部  
様式第4号「指定金融機関の選定要件に係る提案書」1部

### ⑥ 留意事項

- ・記載された内容について確認するために問合せすることがある。
- ・提案書のうち、「1. ウ 派出について」の派出事務取扱手数料、「1. エ 各種手数料」の項目については、令和4年4月の業務開始時の金額とする。これらの金額は原則、令和9年3月まで固定とし、令和9年4月以降については双方協議のうえ決定する。
- ・提出された提案書類等は返却しない。

## 9 企画提案の選考

### (1) 選考方法

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容により選考する。

### (2) 開催日

令和3年8月18日(水)

(時間、場所などの詳細は、別途通知する。)

### (3) 発表時間

30分程度(20分以内のプレゼンテーションの後、10分以内の質疑応答を行う。)

### (4) 発表方法

原則として令和3年8月10日(火)までに提出した企画提案書の内容に基づいて行う。

※パソコン、プロジェクターを使用する場合は、企画提案書提出時までに事務局へ申し出ること。

### (5) その他

プレゼンテーションを行う者は、本業務に精通する担当者のみとし3名以内とする。

## 10 審査及び審査基準

提案書及びプレゼンテーションの内容により南知多町指定金融機関選定企画提案競技選考委員会にて審査を行い、最も優れた参加者を指定候補者として特定する。なお、審査基準は「指定金融機関選定 審査基準」のとおりである。

審査の結果、総合点数の最も高い企画を提案した事業者を指定候補者として選定する。ただし、当該最高点数事業者が複数ある場合は、選考委員会の議決により選定する。

なお、当該指定候補者が辞退した場合は、次に総合点数の高い提案書を提出した事業者を指定候補者として選定する。

また、本プロポーザルは、提案事業者が1者であっても成立するものとする。

## 11 結果通知

参加者全員に様式第5号「審査結果通知書」により審査結果及び指定候補者として決定した者の名称及び理由を通知する。なお、審査結果に関する問い合わせ、異議申立ては一切受け付けないものとする。

## 12 取扱業務内容に関する詳細協議

指定候補者として特定した者を本プロポーザルに係る随意契約相手方として、取扱業務について協議を行う。

### 13 契約

令和3年12月議会で南知多町指定金融機関の指定の議決を受けた後、契約を締結する。

### 14 費用負担

参加意向申出書及び提案書類等の作成等に係る費用は参加者の負担とする。

### 15 提案資格の喪失

本プロポーザルにおける指定候補者に決定した者が、選考終了後において次の①②いずれかに該当する者となった場合は、提出された提案書は無効とする。このため指定候補者に損害が生じても、当町は一切の責めを負わない。この場合において当町は、選考結果が次順位の者を新たに随意契約の相手方とし、協議するものとする。

- ① 契約締結日までの間に、「南知多町指名停止取扱要綱」の規定による指名停止を受けたとき。
- ② 提案書等に虚偽の記載をしたとき。

### 16 その他

本件は議会での議決を要するため、否決された場合は取消となる場合がある。

また、指定金融機関を指定するための契約とは別に、本件に付随する出納事務取扱業務に関する契約について金額及び内容等を協議後、毎年度別途行うものとする。

なお、地方自治法施行令第168条の2第3項により、担保を現金で提供すること。

- |              |         |
|--------------|---------|
| (1) 南知多町     | 1,000万円 |
| (2) 南知多町水道事業 | 300万円   |